

議案第75号

小田原市建築基準条例の一部を改正する条例 新旧対照条文

○小田原市建築基準条例（平成15年小田原市条例第30号）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条の規定による災害危険区域に関する指定及び制限、法第40条（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の敷地、構造及び建築設備に関する制限、<u>法第43条第3項</u>の規定による建築物の敷地及び建築物に関する制限、法第50条の規定による建築物の構造に関する制限、法第52条第5項の規定による容積率の算定に係る地盤面の設定、法第56条の2第1項の規定による日影による中高層の建築物の高さに関する制限その他法の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(構造)</p> <p>第22条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条の規定による災害危険区域に関する指定及び制限、法第40条（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の敷地、構造及び建築設備に関する制限、<u>法第43条第2項</u>の規定による建築物の敷地及び建築物に関する制限、法第50条の規定による建築物の構造に関する制限、法第52条第5項の規定による容積率の算定に係る地盤面の設定、法第56条の2第1項の規定による日影による中高層の建築物の高さに関する制限その他法の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(構造)</p> <p>第22条 (略)</p> <p><u>2 法第22条第1項の規定により指定した区域にあるホテル又は旅館の用途に供する木造建築物等で、階数が2であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートルを超えるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。</u></p> <p><u>3 建築物の一部が前項に該当する場合には、政令第112条第12項の規定を準用する。</u></p>

(一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する制限の特例)

第54条 (略)

2 前項第1号及び第2号の建築物について、第20条第3項若しくは第4項、第22条、第42条第3項及び第48条第1項の規定を適用する場合には、主要構造部が耐火構造である建築物は耐火建築物と、法第2条第9号の3イ又はロのいずれかに該当する建築物は準耐火建築物とみなす。

(仮設建築物に対する制限の緩和)

第55条 法第85条第5項又は第6項の規定により許可を受けた仮設建築物については、第5条から第9条まで、第17条、第21条、第26条、第5章第6節、第46条第1項から第3項まで、第47条から第50条まで及び第6章の規定は、適用しない。

(一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する制限の特例)

第54条 (略)

2 前項第1号及び第2号の建築物について、第20条第3項若しくは第4項、第22条第1項、第42条第3項及び第48条第1項の規定を適用する場合には、主要構造部が耐火構造である建築物は耐火建築物と、法第2条第9号の3イ又はロのいずれかに該当する建築物は準耐火建築物とみなす。

(仮設建築物に対する制限の緩和)

第55条 法第85条第5項の規定により許可を受けた仮設建築物については、第5条から第9条まで、第17条、第21条、第26条、第5章第6節、第46条第1項から第3項まで、第47条から第50条まで及び第6章の規定は、適用しない。